

# Q & A その1

実際にこれまでに寄せられた問い合わせの中の一部を、Q&A形式でご紹介していきます。

子どもが市外の大学等に進学する際、住民票を移すと、静岡市の小児慢性医療受給者証は  
使えなくなりますか。

小児慢性の受給者証は、原則は住民票のあるところでの発行となります。しかし、ご本人が  
進学先の市外に住民票を移しても、親の扶養に入っていれば、静岡市の発行する受給者証の  
利用が可能です。



## お問い合わせ

社会福祉法人小羊学園 アグネス静岡 (担当: 植松)  
TEL 054-249-2833  
〒420-0805 静岡市葵区城北 117 (つばさ静岡内)